

# 郡上市消防団員募集中!!

## ～あなたの力が地域を守る～



### 消防団とは

消防団は消防本部・消防署と同様に市町村の消防機関です。「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段はさまざまな仕事に就いている住民が非常勤特別職の地方公務員として災害などに対応します。

### 地域を守る

#### ◆災害時の活動

火災が発生すると、消防職員と協力して消火活動や近隣住民の安全確保、周辺の交通整理を行います。消防職員よりも先に到着することもあるため、消火活動や後方支援などの場に応じて活動します。

#### 《救助活動》

災害が起こったときは、地域を知り尽くした消防団の救助活動は大きな力になります。大規模災害時には、発生直後から地域と連携し、救助活動や避難誘導を行います。

#### 《水防活動》

豪雨等の際には、河川等の警戒、土のう積みなどの防災活動を行います。また、消防職員と協力して住民の避難や救助を行い、災害復旧作業も支援します。

#### ◆平常時の活動

#### 《消火・防災訓練》

火災等の災害を想定した訓練を行

うほか、各地域のイベント等に積極的に協力しています。

#### 《防火啓発活動》

地域を災害から守るためには防火意識の向上が必要です。そのために、地域内巡回や防災訓練時の住民への指導などを行います。

#### 《教育・訓練》

災害活動には、専門的な知識と技術が必要なため、訓練を受けます。習得後も災害対応力を高めるため、定期的に消防職員と訓練を行っています。

### 入団条件・待遇・報酬

#### ◆条件

- 18歳以上

#### ◆待遇

- 活動に必要な被服の貸与

- 公務災害補償加入

- 退職報償金制度（5年以上の勤務で退職金を支給）

#### ◆報酬

- 年間報酬 団員 36,500円

- 出動報酬

- 訓練 1日 3,000円

- 災害 活動4時間まで 4,000円

- 活動4時間超え 8,000円

消防本部消防総務課

67・12216

総務部総務課 67・1832

各振興事務所振興課

### お知らせ

◆令和8年4月1日から、消防団の組織体制が変わります

災害などの有事に、性別を問わず誰もが協力し合える体制づくりのため、従来の「女性消防団」を「広報分団」へと名称変更します。これにより、希望する活動内容に合わせて入団先を選べるようになります。

#### ●現場活動を希望する人

お住いの地域の「各方面隊」へ入団し、消防・救助などの活動に参加できます。

#### ●広報活動を希望する人

「広報分団」へ入団し、啓発活動や情報発信を中心に活動できます。

※男女問わず、どちらの組織にも入団が可能です。

#### ◆広報分団の主な仕事

- 各種イベント等で予防広報を行います（例・郡上おどり、白鳥おどりで火災予防等をPRします）。
- SNS等で郡上市消防団をPRします。

- 市民に対し、救命処置、災害時トイレの作成方法等の講習を行います。

- 郡上市定例表彰式等で表彰係や司会進行を行います。

3/1(日)  
~7(土)

# 春の 全国火災予防運動



この季節は、空気が大変乾燥し火災の発生しやすい時期となります。火の取扱いには十分注意して、火災の発生を防ぎましょう。

◆令和7年度全国統一防火標語◆ **「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」**

## 郡上市火災予防条例の一部が改正されました

**林野火災注意報・警報について**  
令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、令和8年1月1日に郡上市火災予防条例の一部を改正し、林野火災予防のため「**林野火災注意報**」・「**林野火災警報**」を新設しました。

降水が少なく森林が乾燥して、林野火災が発生・延焼しやすい気象状況の時に発令します。発令中は、屋外での火の使用が制限されます。

なお、警報・注意報の発令時は、防災行政無線や消防本部ホームページ等でお知らせします。

### ＜発令基準＞

#### ◆林野火災注意報

- 前3日間の降水量合計が1mm以下かつ前30日間の降水量合計が30mm以下
- 前3日間の降水量合計が1mm以下かつ乾燥注意報の発表

#### ◆林野火災警報

- 注意報の発令基準かつ強風注意報の発表

注意報と警報の違いと、罰則について

屋外での火の使用制限は、注意報の発令中は「努力義務」ですが、警報の発令中は「義務」となります。また、警報発令中に違反した場合は、消防法による罰則の対象となります。  
罰則：30万円以下の罰金または拘留が課される場合があります。

**注意報・警報発令時は、屋外での火の使用が制限されます！**

### ＜火の使用制限＞

- 山林・原野等において火入れをしないこと
- 煙火（花火）を消費（爆発又は燃焼）しないこと
- 屋外での火遊び・たき火をしないこと
- 屋外で、引火性・爆発性の物品、可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 山林・原野等で、市長が指定した区域内で喫煙をしないこと
- 残火（たばこの吸殻を含む）・灰・火粉の始末



### たき火の届出について

たき火をするときは、事前に最寄りの消防署等へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書」の提出が必要です。

たき火には、キャンプなどで行う「たき火」に加えて、農業で出た枯草や枝を焼却する「野焼き」も含まれます。

これからの季節は、空気が乾燥し、屋外での火の取扱いによる枯草火災や林野火災が発生する危険性が高くなり、ちよっとした不注意で火災となることがあります。一人ひとりが注意することで、火災を十分防ぐことができます。

### ＜たき火をするときの注意＞

- 周囲に燃えやすいものが無いことを確認する
- 消火の準備をする
- 火から目を離さない
- 最後に完全消火する
- 林野火災警報発令中のたき火は禁止
- 林野火災注意報発令中のたき火は避ける



火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書

## 岐阜県山火事予防運動

3月1日～4月30日

### 《山火事予防統一標語》 山火事を 起こすも防ぐも 私たち

私たち

本年1月8日に山梨県内で発生した林野火災は、2週間以上鎮火に至らず、約400ヘクタールの森林が焼失しました。

林野火災の出火原因は、たき火（32・5％）火入れ（18・9％）など、屋外での火の使用によるものが多くを占めています。特に2月から5月は、林野火災が多く発生しています。

林野火災は、いったん発生すると被害が大きくなりやすく、貴重な森林を消失させ、その回復には多くの費用と時間がかかります。

郡上市の多くを占める森林は、自然環境の保全、土砂災害や洪水被害の防止、木材の供給といった私たちの生活に重要な役割を果たしています。かけがえのない森林を守るため、一人ひとりが火の取扱いには十分注意して山火事を防ぎましょう。

消防本部予防課

67・1219